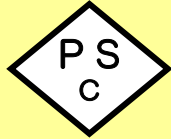


火遊びによる安全なライターを使用しましょう! 火災防止のため

平成23年(2011年)9月27日から消費生活用製品安全法に基づく規制により



の表示がないライター[※]は、販売ができません。

PSCマーク **Product(製品) Safety(安全) Consumer(消費者)**

※ 規制の対象となるライターは、たばこに火をつけるいわゆる「たばこライター」だけではなく、グリルライター、暖炉ライター、点火ロッド、ガスマッチ等のたばこ以外のものに点火するものも含まれています。また、ライターの中でも燃料容器にプラスチックを用いているものが対象となります。燃料容器にプラスチックを使用していないものや一定の条件を満たすライターは、規制の対象から除外されます。



「PSCマーク」は、ライターなど特定の製品が、技術基準に適合している場合に付される表示です。ライターの技術基準では、製品の安全性のほか、子どもが簡単に操作できない幼児対策(チャイルド・レジスタンス<CR>機能)を規定しています。

規制対象ライターは、点火スイッチが重かったり、点火操作が複雑だったり、従来よりも火がつけにくくなるので、**火遊びによる火災防止のため「PSCマーク」の表示があるライターを使用しましょう。**

火災事例

ライターで遊んでいた子どもの衣服に、ライターの火が着火し、大やけどを負った事例

子どもが、ライターを振り回しながら追いかけて遊んで遊んでいたところ、誤ってライターの火が、着ていた衣類に燃え移った火災です。すぐに家族が気付き消し止めましたが、子どもは、大やけどを負いました。

右の写真は、この時に子どもが着ていた衣服です。一歩間違えれば、取り返しのつかない被害が生じていたかも知れません。



火遊びによる火災を防ぐために

- 子どもの手が届くところにライターを置かない。子どもにライターを触らせない。
- 幼児対策(チャイルド・レジスタンス<CR>)機能が、備わったライターを使用する。
- 理解できる年齢になったら、子どもに火の危険性や火災の怖さを教える。

子どもを残しての外出中など、子どもから目を離したときに、火遊びが原因の火災が多く発生しています。安全なライターを使用することとあわせて、子どもが火遊びをしない環境を作りましょう。